

## 運転免許と個人番号カードの一体化を拙速に決めないでください

3月4日道路交通法改正案が国会に提出されました。参議院先議で4月に審議入りが予想されていますが、私たちは特に運転免許証と個人番号カード（マイナンバーカード）の一体化と、それに伴い警察庁が整備する「警察共通基盤」への運転者管理や相談業務等の情報一元化に対して、マイナンバーカードの利活用の進められ方と警察における個人情報保護の点から、強い危惧を抱いています。

政府はマイナンバーカードの利用拡大と2023年3月までの全住民の所持を目指しており、運転免許証とマイナンバーカードの一体化もその一環です。しかしマイナンバーカードに市民はあまりメリットを感じておらず、巨額の税金を投じたマイナポイントにより交付率がやっと4割を超えましたが、昨年10月に開始した健康保険証との一体化の利用も1割を超えた程度の普及に止まっています。

運転免許証との一体化もメリットが不明で、逆に常に携帯することによる紛失等のリスクが増大します。マイナンバー制度に対しては政府も国民監視の懸念があることを認めてきましたが、この「一体化」により警察がマイナンバー制度の利用を広げていくのではないかとその懸念を強くしています。また顔識別データの扱いが世界的に問題になっている中で、運転免許証8200万人とマイナンバーカード5300万人の顔写真データが、将来警察の中でさまざまに利用されることにならないかも不安です。

今国会で審議された警察法改正案では、参議院内閣委員会で「特に、警察庁による重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等が新たに行われることに鑑み、警察に対する国民の信頼を十分に確保し、警察行政の民主的管理と運営を徹底するため、国家公安委員会は、法令に基づく適切な捜査等の実施及び警察官の適正な教育が実現されるよう、警察庁を厳正に管理監督すること。」との附帯決議もされています。

警察の個人情報の保有や提供については今年1月の名古屋地裁や2月の岐阜地裁で違法判決が出されており、捜査機関による濫用を防止できないことがマイナンバー違憲差止訴訟の争点になるなど個人情報保護の不備が指摘されています。本日の院内集会では、現状では警察により「憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる」収集がなされていても止めようがなく、法治国家にふさわしい警察となるために目的、必要性、収集の態様、収集事項等を公に議論し法制化すべきとの指摘がされています。

このような様々な問題のある運転免許と個人番号カードの一体化を拙速に決めることなく、まずマイナンバーカード普及策の見直しと警察の個人情報保護に対する法制度の整備を検討すべきです。慎重な審議を求めます。

2022年4月11日警察の個人情報管理を考える院内集会参加者一同